

木造住宅の耐震性を調べませんか？

木造住宅の 耐震診断費補助金

診断費の1/2 **最大5万円**

海老名市では、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、「一般診断法」による木造住宅の耐震診断費用の一部を補助しています。

対象住宅の 主な条件

- **昭和56年5月31日以前**に建築工事に着手
- 市内にある**在来工法・2階建て以下**の木造住宅
- ※令和4年度より**空き家も対象**となりました！

補助制度等
案内ページ



申請者の 主な条件

- 当該住宅を「**所有している個人**」又は「**その親族**」の方
- 市税等を滞納していない方
- ※令和4年度より**所有者の親族も申請可能**となりました！

木造住宅の耐震化に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

ご覧のチラシは「耐震診断」の案内です！

耐震診断（現地調査を実施・耐震性を判定）
⇒診断費の1/2 **最大5万円**を補助

①、②の補助を受けるには、耐震診断の結果「倒壊の可能性あり」と判定される必要があります。

倒壊の可能性がある場合

① 耐震改修

耐震改修計画書作成
（改修箇所の検討）
⇒計画作成費の1/2 **最大5万円**を補助



耐震改修工事等
（工事・現場立会）
⇒工事費等の1/2 **最大93万円**を補助

② 解体

New!

解体工事 ⇒工事費の1/2 **最大50万円**を補助
基本額30万円 + 加算額各10万円
〈加算条件〉(1) 非課税世帯の場合 (2) 空き家の場合

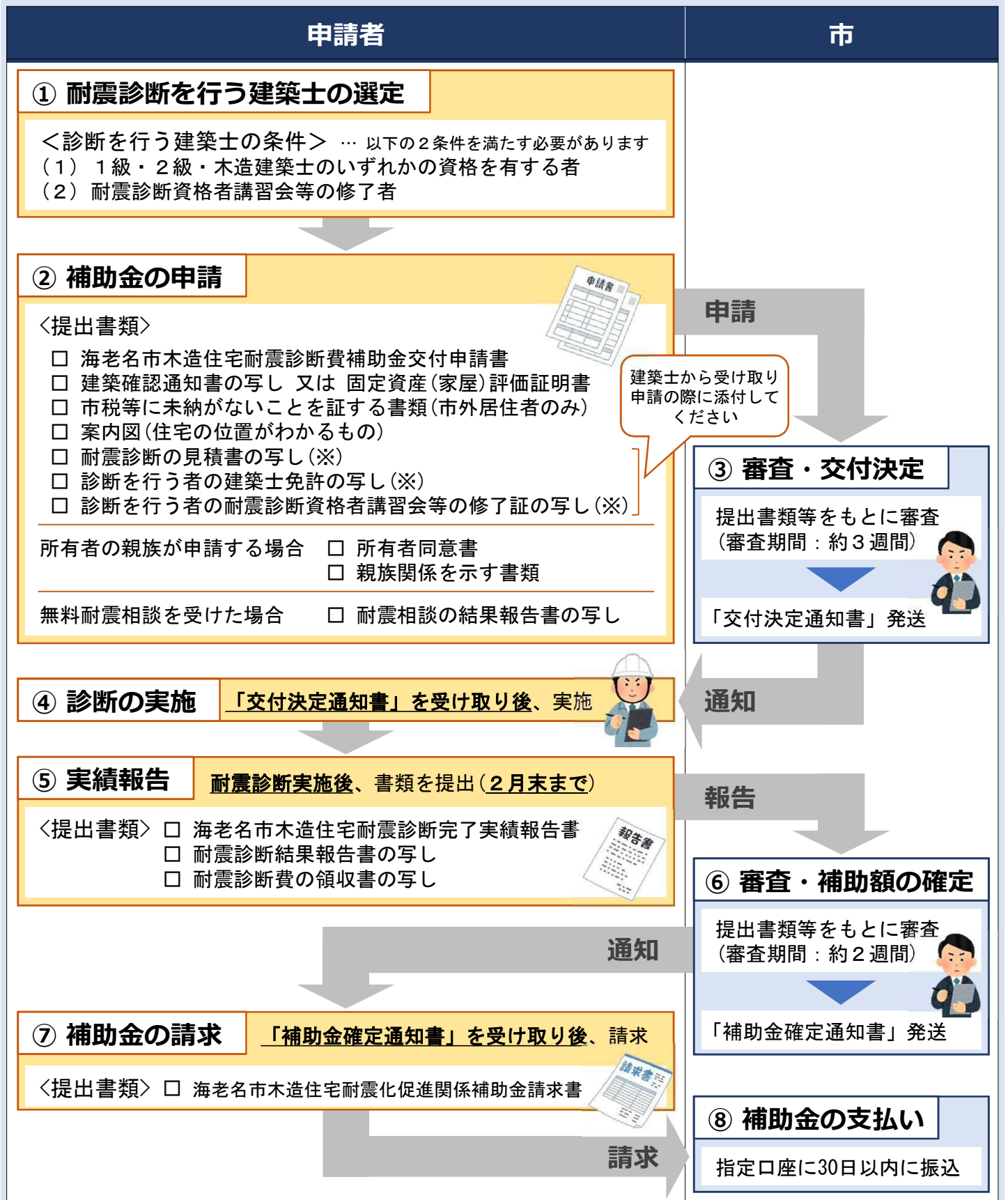


問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9606
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R4.4作成

木造住宅耐震診断費補助金 手続きの流れ



問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9606
 〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R4.4作成

関連補助制度の紹介
ブロック塀等撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。
 対象：道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等
 補助金額：最大20万円(通学路等は最大30万円)

